[事案 24-102] 契約無効・既払込保険料返還請求

· 平成 25 年 5 月 21 日 和解成立

<事案の概要>

契約申込時の募集人の説明不十分を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

く申立人の主張>

平成20年2月に加入した養老保険について、下記のとおり募集時に不適切な取扱いがあったので、契約を無効として、払込んだ保険料を返還してほしい。

- (1)募集人は被保険者(申立人の子)に対して保険内容の説明義務を怠っている。被保険者は 告知書の説明も聞いていないし、告知書の回答をしていない。
- (2)募集人は、保険会社に全幅の信頼を置いている老齢の申立人に詐欺行為をして、本契約への申込みをさせた。

<保険会社の主張>

下記の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は、被保険者に対してパンフレットと注意喚起情報を交付して重要事項の説明をし、 告知の際には、告知書の注意文言を読み上げて、告知書の説明をしている。
- (2)被保険者は「特に重要なお知らせ」を受領して署名捺印しており、保険内容の説明を受け、 理解したうえで契約を締結している。
- (3) 申立人が、本契約の締結過程においてどのような詐欺行為があったと主張しているかは判然としない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人、募集人の事情聴取の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、下記のとおり、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、指定(外国)生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第34条1項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。

- 1. 下記のとおり、契約申込みの際、募集人が申立人を騙したと認めることは困難であり、詐欺(民法96条)があったとの主張は認められない。
 - (1)申立人は本契約の申込書に、約款等を受領した旨、および「特に重要なお知らせ」等を受領してその内容を理解した旨の署名捺印をしたことが認められ、募集人が契約概要等を用いずに複雑な保険契約の説明をすることは困難であることから、募集人は、契約概要等を用いて本契約を説明したものと推認できる。
 - (2) 事情聴取の結果から、申立人は本契約の内容を十分に理解できていなかった可能性があるが、上記の書面に内容虚偽の部分、および申立人を欺くことによって錯誤を生じさせるような部分は認めることはできない。
 - (3) そもそも、申立人から詐欺行為についての具体的な主張はされていない。
 - (4)なお、申立人が、本契約の内容を十分に理解できていなかったとして、錯誤(民法 95条)による無効を請求していると解したとしても、申立人が契約の際、契約概要等を受領し、その説明を受けていることが認められることから、申立人には錯誤したことについて重大な過失があったと言わざるを得ず、本契約の無効を主張することはできない。

- 2. 下記のとおり、募集人が被保険者に対する保険内容の説明義務を怠っていると評価することはできない。
 - (1)被保険者は告知書の被保険者の署名捺印欄に署名捺印をしたこと、「特に重要なお知らせ」に契約概要を受領し、その内容を理解した旨の署名捺印をしたことが認められ、少なくとも本契約の被保険者となることについて同意していたことが認められる。
 - (2) 事情聴取の結果から、契約の際、募集人から被保険者に対して、本契約内容について十分な説明がされているとまでは認めることはできないが、被保険者となることについては同意していたと認められるため、このことが本契約の効力に直接影響を与えると認めることはできない。
- 3. しかしながら、下記の事情を踏まえると、本件は和解によって解決することが相当である。
 - (1)申立人は、本契約の内容、特に、本契約の満期時に受け取る金額が払込保険料の合計額を下回る保険であることを十分理解していなかったと認められる。
 - (2) 募集人は、募集当時、既に高齢であった申立人が理解しうる程度に、十分な説明を行っていたとの事実は認められない。

【参考】

民法 95 条 (錯誤)

意思表示は、法律行為の要素に錯誤があったときは、無効とする。ただし、表意者に重大な 過失があったときは、表意者は、自らその無効を主張することができない。

民法 96 条第1項(詐欺又は強迫)

詐欺又は強迫による意思表示は、取り消すことができる。